平成２１年（フ）第２５２号
奈良県香芝市五ケ所390番地の１
債務者　今野かおる（旧姓松下）
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
奈良県大和高田市蔵之宮町12番22号
債務者　田中　昌宏
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
奈良県宇陀市大宇陀区上中2022番地
債務者　山田小夜子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4253番地、住民票上の住所奈良県葛城市兵家1455番地７
債務者　西馬　昌次
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
奈良県磯城郡田原本町大字十六面２番地の３
債務者　西原　直人
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２９２号
奈良県北葛城郡広陵町大字南258番地４
債務者　山田　元弘
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
奈良県御所市大字池之内587番地　秋津県営住宅59棟101号
債務者　和久　　修
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
岩手県陸前高田市広田町字黒崎207番地２
債務者　小松　　洋
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１２２号
岩手県一関市萩荘字松原161番地１
債務者　佐藤　元春
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２６５号
奈良県香芝市穴虫3128番地の７
債務者　塩田　祐司
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目27番２号
債務者　坂本ヒサ子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１４０６号
愛知県大府市桃山町５丁目164番地
債務者　峰尾貞寔こと　朴　　貞寔
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７号
和歌山県西牟婁郡白浜町2927番地の561　室井信和方、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3156番地
債務者　道浦　　一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３４号
広島県三次市南畑敷町502番地６　ホーエイ21―308号
債務者　濵中　一恵
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３９号
広島県三次市三次町1861番地１
債務者　伊藤　勝子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４０号
広島県三次市三次町1751番地１　寿マンション２－３
債務者　田中まゆみ
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４５号
広島県三次市十日市東２丁目７番３号102号
債務者　尼子こと　栗本　竜也
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
広島地方裁判所三次支部